

豚疾病の農場侵入防止対策を徹底しましょう！

豚流行性下痢（PED）、豚熱（CSF）は国内での発生が続いており、野生動物等を介した農場への侵入リスクが高まりつつあります。

また、アフリカ豚熱（ASF）は国内での発生は確認されていないものの、近隣国での発生が続いており、継続して警戒が必要な状況です。引き続き、各農場での適正な飼養衛生管理により、これらの疾病の侵入防止対策の徹底をお願いします。

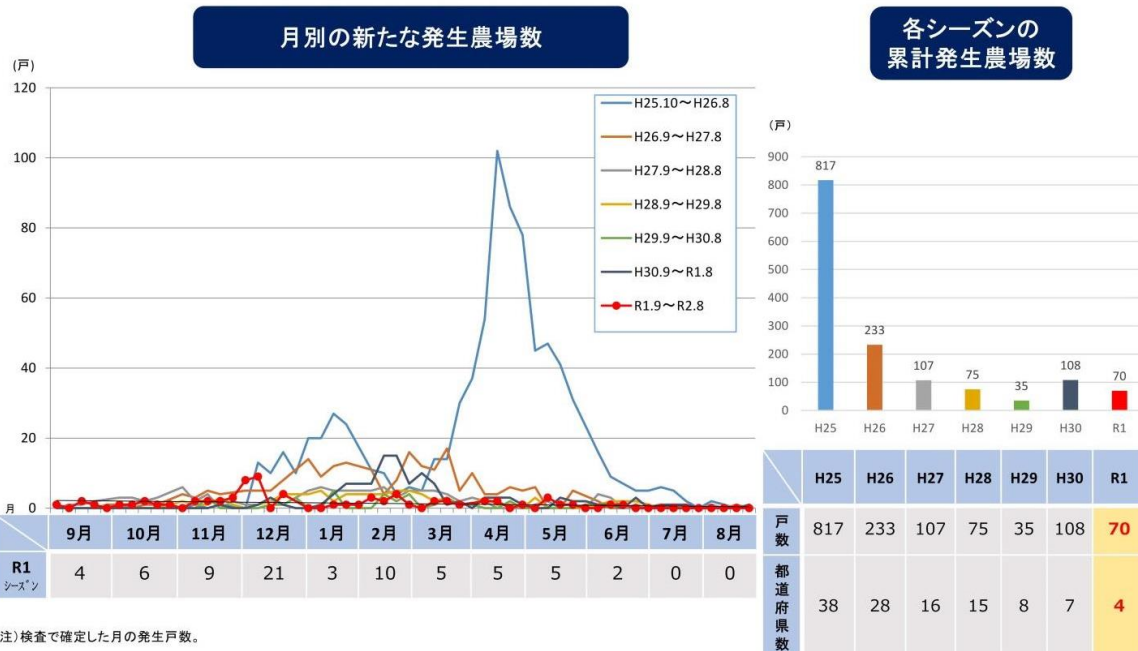
○豚流行性下痢（PED）

豚流行性下痢（PED）は、例年気温が低下する冬季に発生が増加する傾向にあります。令和元年シーズン（令和元年9月～令和2年8月）には4県70農場で発生がありましたが、うち58農場では9月～3月の間に発生しています。

今後気温が低下することで、発生リスクの高まりが予想されるため、農林水産省が公開している豚流行性下痢（PED）防疫マニュアルを参考に、飼養衛生管理基準の徹底、PEDワクチン接種の徹底、早期通報の徹底をお願いします。

豚流行性下痢(PED)のシーズン毎の発生農場数の推移

農林水産省
消費・安全局動物衛生課
令和2年8月31日 現在



○豚熱（CSF）

9月9日に福島県の野生イノシシで感染が確認され、宮城県、山形県がワクチン接種推奨地域に追加されました。

また、9月26日に群馬県高崎市で59例目の発生事例が確認され、疫学調査結果の概要が農林水産省ホームページに掲載されたのでご確認ください。

農林水産省ホームページ：

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/domestic.html>

○アフリカ豚熱（ASF）

現時点で国内での発生は確認されていませんが、近隣のアジア各国では継続して発生しており、10月9日、11日にも韓国江原道華川郡の養豚場において15、16例目の発生がありました。

飼養衛生管理基準を徹底しましょう！

- ・ 今年飼養衛生管理基準が改正され、7月1日から順次施行されています。
- ・ 11月1日からは**防護柵設置**による衛生管理区域への野生動物侵入防止措置、**防鳥ネット**等による畜舎・堆肥舎等への野生動物侵入防止措置についても施行となりますので、ウイルス侵入防止のため遵守をお願いします。
- ・ 衛生管理区域・畜舎に出入りする人・車輛・物品の消毒や、導入豚の隔離・健康観察、各種記録の整備など、他の飼養衛生管理基準についても遵守徹底し、飼養衛生管理者による自己点検を行ってください。

飼養している家畜に異状がみられた場合には、直ちに獣医師または家畜保健衛生所に連絡ください。

〒035-0072 むつ市金谷2丁目18-25 電話 0175-22-1254 FAX 0175-22-1259
夜間及び休日の連絡先 090-5841-6810

下北地域県民局地域農林水産部 むつ家畜保健衛生所 むつ地区家畜衛生推進協議会